公益通報委員会の運営等に関する要領

（目的）

第１条　この要領は、本市における職員等の公益通報制度の充実及びその実効性の確保を図るため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）の運営及びその果たすべき役割について、松原市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年４月１日実施。以下「内部通報要綱」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（会議）

第２条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員（委員長及び副委員長を含む。第８条において同じ。）の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

２　会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

３　会議の議事は、出席委員の総意で決し、総意が得られないときは議長の決するところによる。ただし、公益通報の受理に関する議事については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　委員長は、議事に参加することができない。

５　副委員長は、議事に参加するものとする。

６　会議は、公開しない。

７　委員長は、委員会において決すべき事案のうち、運用状況の公表その他軽易であると認められる事案については、会議を開催することなく、持ち回り会議にて決することができる。

（委員長職務代理者の順序）

第３条　委員長及び副委員長が共に事故あるとき若しくは欠けたとき又は内部通報要綱第６条第８項の規定により会議に参加することができないときは、内部通報要綱別表に掲げる順序により、委員長の職務を代理する。

（調査員の指定等）

第４条　内部通報要綱第８条第２項の規定により委員長が指定する調査員は、当該公益通報を受け付けた公益通報相談員である委員（庁外相談員が受け付けた公益通報にあっては総務部政策法務課長である委員）及び当該公益通報の内容に精通する職員等とする。

２　調査員は、公益通報の内容に応じ、必要最小限の範囲において複数名を指定するものとする。

３　調査は、前項の規定により指定された複数名の調査員による調査チームにより実施し、委員である調査員が調査チーム責任者となる。

４　委員長は、調査員の指定に当たっては、調査員に指定される職員等（委員である調査員を除く。）の本来業務の遂行状況を勘案し、所属長等の意見を聴いて行うものとする。

５　調査員が人事異動その他やむを得ない理由により、その任に当たることができないと委員長が認めるときは、調査員を交代させることができる。

６　委員長は、当該公益通報に係る事務事業の執行にかかわり、又はその意思形成過程において直接若しくは間接にかかわった職員等を調査員に指定することができないものとする。

（調査報告）

第５条　内部通報要綱第８条第７項の規定により、委員会が通報者に調査状況及び調査結果を報告するため、調査チーム責任者は、調査の状況及び結果を公益通報調査報告書により適宜、委員会に報告しなければならない。

（通報者の保護に係る調査）

第６条　内部通報要綱第11条第５項の規定により実施する調査については、内部通報要綱第８条第２項及び前２条の規定の例によることができるものとする。

（研修）

第７条　委員会は、職員等に対し、内部通報要綱第１条に規定する目的を達成するため、委員長の定めるところにより、職員等の公益通報に関する研修を実施するものとする。

２　前項の研修は、自らの公益通報制度に対するより一層の理解を深めるため、委員が実施するものとし、内部通報要綱別表に掲げる順序により、各委員が自ら研修対象者、研修内容等を定めて行うものとする。

（引継ぎ）

第８条　委員は、人事異動等によりその職を退くときは、後任者にその役割及び制度についての十分な説明を行うとともに、自己が処理する公益通報の内容について引き継がなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、委員は、やむを得ない事情により後任者に引継ぎができないときは、他の委員に引き継ぐものとする。

（事務局）

第９条　委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を処理するものとする。

（１）　庁外相談員との連絡調整に関すること。

（２）　公益通報書その他委員会への通知、報告書等の収受

（３）　委員会が通報者に発する通知書等の作成（通報者名を除く。）

（４）　会議の庶務に関すること。

（５）　公益通報相談員の職、氏名及び連絡先を職員等へ周知すること。

（６）　委員会が行う通報者のフォローアップ

（７）　委員会が行う救済制度の職員等への周知

（８）　委員が実施する研修の補助

（９）　運用状況の取りまとめ及び公表手続

(10)　委員会が処理した公益通報に関する記録及び関係資料の保管

（特例）

第10条　通報者からなされた公益通報が総務部政策法務課に係るものである場合における第４条第１項の規定の適用は、同条中「総務部政策法務課長」とあるのは「市長公室企画政策課長」と読み替えて適用する。

附　則

この要領は、平成19年４月１日から実施する。

附　則（平成20年３月27日）

この要領は、平成20年４月１日から実施する。

附　則（平成23年４月１日）

この要領は、平成23年４月１日から実施する。

附　則（平成26年３月19日）

この要領は、平成26年４月１日から実施する。